

町職員給与のあらまし

『彩り豊かな自然と文化がいきづく交流の町一箱根』を目指し、町民の皆さんや町を訪れる人も含めた多彩なまちづくりを進めていくため、431人の職員がさまざまな分野で働いています。

これらの職員の平成18年4月1日現在の給与のあらましについて紹介します。

なお、詳細については、町のホームページをご覧ください。

●町ホームページ <http://www.town.hakone.kanagawa.jp>

照会先 庶務課 ☎5-9561

給与の支給状況

●人件費（一般会計決算）

区分	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考)16年度 人件费率
17年度	千円 9,515,548	千円 27,900	千円 3,298,135	% 34.7	% 35.2

●一般行政職の初任給

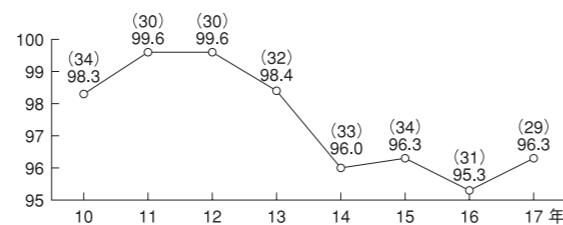
区分	箱根町	神奈川県	国
大学卒	170,200円	176,800円	170,200円
高校卒	138,400円	142,800円	138,400円

●平均給料月額

区分	箱根町		神奈川県	
	平均給料	平均年齢	平均給料	平均年齢
一般行政職	350,329円	44.7歳	380,165円	44.5歳

※上記の額に地域手当が加算されます。

●ラスパイレース指数の推移()の数字は、県内37市町村中の順位



※ラスパイレース指数とは、給与水準を計る物差しとなるもので、国家公務員を100として算出したものです。

●一般行政職の経験年数別給料月額

区分	経験5年	経験10年	経験15年	経験20年
大学卒	205,000円	258,525円	310,800円	357,100円
高校卒	170,200円	212,600円	261,220円	320,100円

特別職の報酬などの状況

給料	区分	町長	助役
	月額	855,000円	680,000円

報酬	区分	議長	副議長	議員
	月額	408,000円	328,000円	306,000円

※給料および報酬の適用年月日は平成3年12月1日です。

また、特別職には平成17年度において、年間4.45月分の期末手当が支給されています。(16年度4.4月分)平成18年度の期末手当については支給額の50～10%を減額して支給しています。

職員数の状況

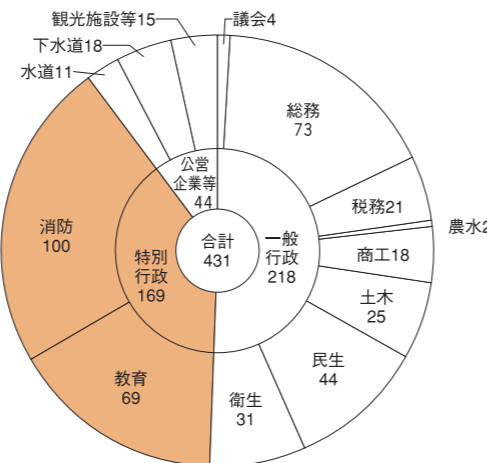
●職員数の増減状況

区分	平成17年度	平成18年度	増減数
一般行政	217人	218人	1
特別行政	168人	169人	1
公営企業等	51人	44人	△7
合計	436人	431人	△5

一般行政：総務、民生、商工、土木関係などの職員
 特別行政：教育（教育長を含む）、消防関係などの職員
 公営企業等：水道、下水道、国民健康保険、介護保険、温泉関係などの職員

※平成17年度から21年度の5年間に一般行政・特別行政・公営企業等の全部門において、職員数26人削減を目標に、定員管理の適正化に取り組んでいます。

●部門別職員数



給与決定のしくみ

職員の給与は、地方公務員法などの法令により、国や地方公共団体の職員の給与、民間企業従業員の給与水準とのバランスを考慮して、町の条例で定めることになっています。

給与の種類

毎月決まって支給されるもの

給料	職種や職務に応じた給料表に定める額														
地域手当	給料・扶養手当・管理職手当の合計額の10% ※平成18年度は、支給率を3%に減じて支給しています。														
扶養手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者以外の扶養親族のうち2人まで（1人につき）</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子など</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の扶養親族（1人につき）</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>特定期間にある子1人に対する加算額</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給額	配偶者	13,000円	配偶者以外の扶養親族のうち2人まで（1人につき）	6,000円	扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子など	6,500円	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人	11,000円	その他の扶養親族（1人につき）	5,000円	特定期間にある子1人に対する加算額	5,000円
区分	支給額														
配偶者	13,000円														
配偶者以外の扶養親族のうち2人まで（1人につき）	6,000円														
扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の子など	6,500円														
配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人	11,000円														
その他の扶養親族（1人につき）	5,000円														
特定期間にある子1人に対する加算額	5,000円														

勤務した実績に応じて支給されるもの

時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した時に支給される手当
特殊勤務手当	危険・困難業務などに従事した時に支給される手当
その他	宿・日直手当など



住居手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己所有住宅居住者</td> <td>新築または購入後5年間 →2,500円 その他→1,000円</td> </tr> <tr> <td>賃貸住宅居住者</td> <td>支給限度額 27,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給額	自己所有住宅居住者	新築または購入後5年間 →2,500円 その他→1,000円	賃貸住宅居住者	支給限度額 27,000円
区分	支給額						
自己所有住宅居住者	新築または購入後5年間 →2,500円 その他→1,000円						
賃貸住宅居住者	支給限度額 27,000円						
通勤手当	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>交通機関利用者</td> <td>6か月毎に6か月の定期代</td> </tr> <tr> <td>交通用具使用者</td> <td>片道の使用距離に1キロメートルあたり600円を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	交通機関利用者	6か月毎に6か月の定期代	交通用具使用者	片道の使用距離に1キロメートルあたり600円を乗じて得た額		
交通機関利用者	6か月毎に6か月の定期代						
交通用具使用者	片道の使用距離に1キロメートルあたり600円を乗じて得た額						
管理職手当	管理職の職責に応じて給料の10～18%を支給						

その他

期末勤勉手当	民間企業のボーナスに相当する手当 (17年度 年間4.45月分) (16年度 年間4.4月分)
--------	---

退職手当	区分	自己都合	定年・勤奨
	勤続20年	23.5月分	30.55月分
	勤続25年	33.5月分	41.34月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分

※支給率は、県内3市15町1村7一部事務組合で構成する退職手当組合の条例によるものです。